

平成29年4月になりました

☆ 4月



4月(しがつ)はグレゴリオ暦で年の第4の月に当たり、30日ある。

日本では、旧暦4月を**卯月(うづき)**と呼び、現在では新暦4月の別名としても用いる。卯月の由来は、卯の花が咲く月「卯の花月(うのはなづき)」を略したものであるというのが定説となっている。

しかし、卯月の由来は別にあって、卯月に咲く花だから卯の花と呼ぶのだとする説もある。日本では、新年度または新学期の時期として有名であり、学校・官公庁・会社などでは当月に入社式・入学式が行われ、前月の3月と同様に慌しくなる。

世帯数や人口は少ないが、「卯月」という姓(名字)も存在する。

4月は毎年7月と同じ曜日で始まり、閏年には1月とも同じとなる。

出典: ウィキペディア <https://ja.wikipedia.org/wiki/4%E6%9C%88>

☆ 2017年4月の税務

期 限	項 目
4月10日	▶ 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
4月15日	▶ 給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村長へ)
5月1日	▶ 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
	▶ 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税
	▶ 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
	▶ 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

	▶	消費税の年税額が 4,800 万円超の 1 月、2 月決算法人を除く法人の 1 月ごとの中間申告(12 月決算法人は 2 ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞
	▶	軽自動車税の納付
	▶	固定資産税(都市計画税)の第 1 期分の納付
	▶	固定資産課税台帳の縦覧期間(4 月 1 日から 20 日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)
	▶	固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間(市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後 3 月を経過する日までの期間等)

出典:エッサム <http://www.essam.co.jp/eigyosyo/sendai/tax-calendar.html>

☆ 生命保険の標準利率が下がる

マイナス金利政策によって国債利回りが下がっていることに伴い、2017 年 4 月に、金融庁が定める標準利率が現在の 1%から 0.25%に引き下げられることになりました。

これにより、保険会社は予定利率を下げざるを得なくなり、保険料がアップすることになりそうです。終身保険、個人年金保険、学資保険などが影響を受けることが見込まれます。

<https://news.allabout.co.jp/articles/o/19707/>

☆ 電力小売自由化の次は、2017 年 4 月からの都市ガス自由化

2016 年 4 月、電力小売自由化がなされ、さまざまな企業が参入しましたが、都市ガスでも同様のことが 2017 年 4 月に実施されます。

現在、一般家庭で使用しているガスは「都市ガス」か「LP ガス(プロパンガス)」。

このうち都市ガスは地域のガス会社が独占的に供給をしてきましたが、4 月からは新規ガス小売会社が参入し、自由に選択できるようになります。

<https://news.allabout.co.jp/articles/o/19707/>

☆ 給与所得控除縮小の影響

年収が 1000～1200 万円の人だけです。年収 1200 万円の方は、2016 年は給与所得控除が 230

万円だったのに、2017年は220万円となります。10万円所得が変わると、1.5～5.5万円くらいは税金が増える計算になります。

給与所得控除額の比較

■平成28年分

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
1,800,000円以下		収入金額×40% 650,000円に満たない場合には650,000円
1,800,000円超	3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超	6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円
6,600,000円超	10,000,000円以下	収入金額×10%+1,200,000円
10,000,000円超	12,000,000円以下	収入金額×5%+1,700,000円
12,000,000円超		2,300,000円(上限)

(注) 同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額により上記の表を適用してください。

■平成29年分

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)		給与所得控除額
1,800,000円以下		収入金額×40% 650,000円に満たない場合には650,000円
1,800,000円超	3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超	6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円
6,600,000円超	10,000,000円以下	収入金額×10%+1,200,000円
10,000,000円超		2,200,000円(上限)

<http://ace-of-dawn.xyz/2016/12/28/2017%E5%B9%B4%E3%81%8B%E3%82%89%E5%A4%89%E3%82%8F%E3%82%8B%E3%82%B5%E3%83%A9%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%9E%E3%83%B3%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%A8%8E%E9%87%91%E3%80%90%E6%9C%88%E3%81%8B/>

☆ セルフメディケーション税制のポイント

セルフメディケーションとは？

- ・自分自身の健康に責任を持つ→健康診断等を受ける
- ・軽度な不調は自分で手当てする→市販薬で対処する

セルフメディケーション税制とは？

- ・健康診断等を受けている人が対象
- ・特定医薬品の 1 万 2 千円超の購入で税金が安くなる

セルフメディケーション税制で他には次の点に注意したほうがいいですね。

レシート等の保管

従来からある医療費控除と同様に、領収書やレシートといった証拠書類を保管しておかないといけません。普段、ドラッグストアでレシートをもらっても捨ててしまう人は 2017 年 1 月以降には捨てないようにしましょう。

(注)税制改正大綱 2017 では、医療費控除について、レシートや領収書でなく、健康保険組合からのハガキを確定申告に使う方法についても案が出ています。確定したら別記事で報告します。

有利選択や申告書記入

セルフメディケーション税制は、従来の医療費控除と選択制なので、どちらが有利かの判定、申告書への正しい記入が大事になります。確定申告のときに、税務署などで相談したほうが間違いは防げます。これは、2017 年が終わってから考えればいいことなので、とりあえずレシート等の保管だけしておけば十分でしょう。

<http://ace-of-dawn.xyz/2016/12/28/2017%E5%B9%B4%E3%81%8B%E3%82%89%E5%A4%89%E3%82%8F%E3%82%8B%E3%82%B5%E3%83%A9%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%9E%E3%83%B3%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E7%A8%8E%E9%87%91%E3%80%90%E6%9C%88%E3%81%8B/>

☆ WINDOWS Vista サポートが終了します。

サポート期間が終了すると、セキュリティ更新プログラムの提供が終了してしまうため、OS に脆弱性があつた場合は、非常に危険な状態となる。

<https://matome.naver.jp/odai/2148177982650614501?page=2>